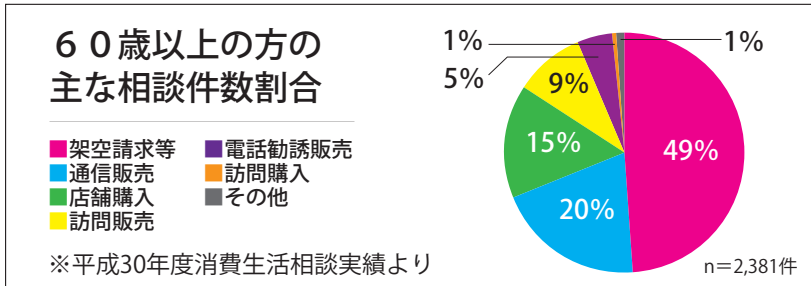


安全・安心な 消費者市民社会へ向けて

9.1
2019
(令和元年)

高齢者の消費生活トラブル相談は引続き増加



**こんなハガキ・封書は架空請求の
手口です。連絡してはダメ!!**

民事訴訟裁判通達書

事件番号(*)****

本通達は貴殿に対し、契約中若しくは債権譲渡のあった企業又は団体より、総合消費料金の不払いによる契約不履行の訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金、有価証券、動産及び不動産の差し押えを強制的に執行させていただきます。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 令和元年 *月*日

民事紛争相談センター お問い合わせ・相談窓口
電話 03-****-****
受付時間(日、祝日は除く)
平日9:00~20:00/土曜日11:00~17:00
〒100-**** 東京都千代田区霞が関*丁目*番*号

※架空請求は、メールなどで届く場合もあります。

料金未納につき訴訟するという内容

取り下げ日がハガキ到着の2日後などであわせてさせる

訴訟に関する公的機関のような架空の名称です

平成30年度に消費生活センターが受けた消費生活相談は5124件にのぼり、前年度から976件(23.5%)増となりました。これは、前年度に引き続き、全国的に急増しているハガキなどによる架空請求が、市内でも同様に届き、不安に思ったり、トラブルにあった方からの相談が増えたことによります。

相談者を年齢別に見ると、60歳以上の方からの相談は2381件あり、高齢者を狙った悪質商法の相談は依然として多い傾向にあります。

**平成30年度の消費生活相談は
5124件、976件増加**

こんな方は要注意! あなたの危険度チェック

- ☐ 「自分は悪質商法被害にはあわない」と思っていますか?
- ☐ 思い当たる項目があるか、チェック☑してみましょう。
- ☐ 自分は被害にあわないという自信がある。
- ☐ 工事などを頼むとき、数社から見積もりを取るの面倒である。
- ☐ 頼んだ覚えのない代引き商品でも、自分宛てなら受け取る。
- ☐ 相手が公の機関(消防署・市役所など)を名乗った時は信用する。
- ☐ 優しく親切にされると断りづらい。
- ☐ 「必ず儲かる」と言われたら、話を聞いてみる。
- ☐ 無料で商品を配っているときは、何でももらおうようにする。

心配な時は、八王子市消費生活センターへ

チェックが1つでも入ったら要注意

最近、こういった事例が目立ちます 他にもいろいろな手口があるので、ご注意ください

高齢者の消費生活トラブルの巧妙な手口を知ろう

保険金で、無料で住宅修理ができる

という勧誘には注意!

手口

「近所で工事をしていて、お宅の屋根が壊れているのが見えた」と言って業者が訪問してきた。加入している火災保険等を使えば、保険金で屋根工事が無料でできると勧められ、保険金の受給申請のサポートを申し込んだ。しかし、手続きの書面に、「解約の場合は保険金の40%の違約金がかかる」とあり不安だ。

- 「この辺りを回っている」などと偶然を装って訪問したり、「保険で家の修理が無料でできることを知っているか?」と電話をしてくることもあります。
- 実際には工事費が保険金を上回り無料では済まないことや、ずさんな工事をされたり、高額な追加工事を契約させられたりすることもあります。



ひとことアドバイス

- ★保険の受給申請は、加入保険会社に相談しましょう。
- ★工事契約は、複数の業者から見積もりを取って比較検討しましょう。
- ★クーリング・オフができる場合があるので、早急に相談しましょう。



昔、買った売れない土地を買い取る

実は、別の土地を買わされる・・・

手口

「お宅が昔購入した原野を高値で買いたい」と不動産業者が訪問してきた。売買契約をしたが、「税金対策として、別の原野を買ったことにしないか」と業者に言われた。購入代金は、後で返金するというので支払ったが返金されず、業者と連絡が取れない。

- 実在する大手企業によく似た社名を名乗ることもあります。
- お金を支払うまでは優しく親切ですが、支払い後は連絡が取れなくなります。



ひとことアドバイス

- ★終活を始めて、原野など不動産の処分を考えている場合は要注意。
- ★契約書面に実印を押したり、印鑑証明書や住民票を渡す時は慎重にしましょう。
- ★高額な契約や、高額な支払いをする場合は、ひとりで判断しないで、周りの人に相談しましょう。



消費生活講座 出前します

消費生活センターでは、市内の自治会、サークル活動、学習会などへ職員が講師として出向き、消費生活に関する講座を行っています。

悪質商法への対処法や消費生活トラブルについて、また、高齢者を消費者被害から守るために周りの人が見守る上でのポイントなどをわかりやすくお話しています。

お申し込みは消費生活センター(☎631・5456)へ。ぜひ、ご利用ください。

高齢者の消費生活トラブルには こんな特徴があります

特徴

●3Kの不安に付け込まれる

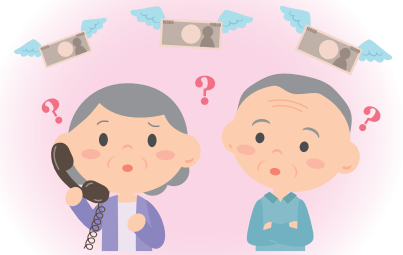
高齢者の不安は、K(お金)・K(健康)・K(孤独)です。

●だまされたことに気づきにくい

悪質業者は、「ボクを孫と思ってほしい」などと優しい言葉で近寄り、話し相手になって、断れない状態にさせて高額な契約をせまります。

●被害にあっても誰にも相談しない

「だまされた自分が悪い」「周りに迷惑をかけたくない」「だまされたことが恥ずかしい」と思い相談しない。また、業者から「誰にも言ってはいけない」と口止めされることもあります。



**被害にあったら、心配なことがあったら、一人で悩まず、
周りに相談することが大切**

日頃からのお付き合いの中で、見守り・見守られる間柄になれると良いですね。

下の表を活用して、相談できる先を確認しておきましょう。

※切り取って、目に付きやすい所に貼って、心配なことがあったら、必ず相談しましょう。

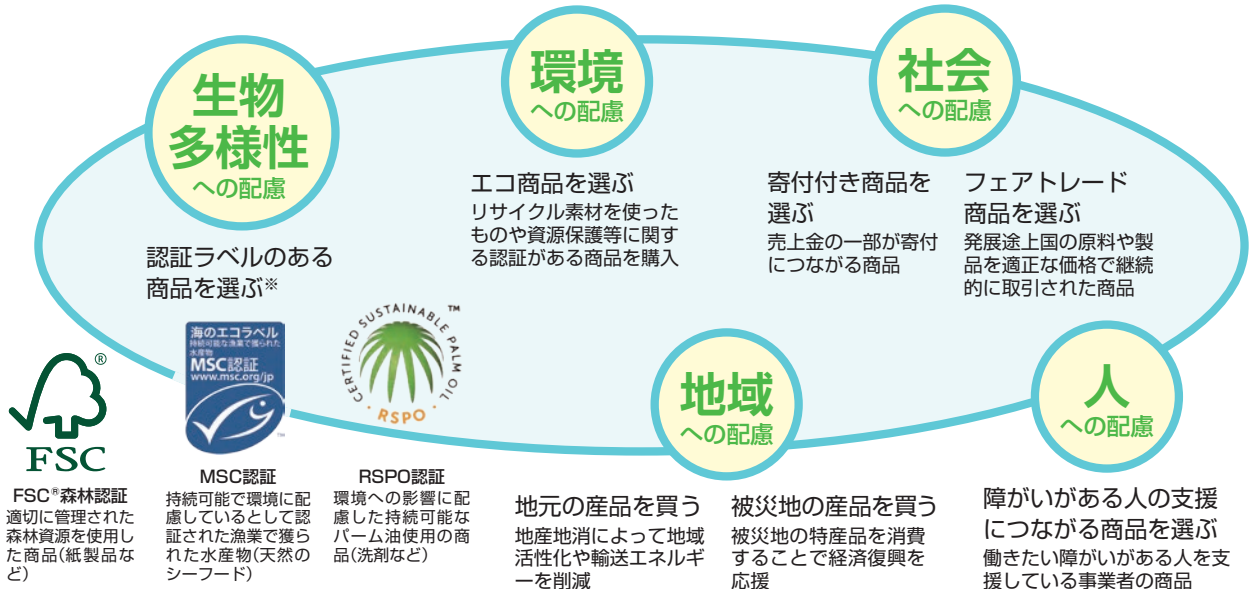
相談先の電話番号

家族・親戚 [名前：]	
友人・知人 [名前：]	
高齢者あんしん相談センター	
八王子市消費生活センター ※(月)～(土)午前9時～午後4時30分	042-631-5455 (相談専用)
消費者ホットライン ※(日・祝)午前10時～午後4時は国民生活センターの消費生活相談につながります	局番なしの188 (いやや)
警察	八王子警察署 042-621-0110 高尾警察署 042-665-0110 南大沢警察署 042-653-0110

倫理的消費(エシカル消費)のすすめ

倫理的消費(エシカル消費)とは、人や社会、環境や地域に配慮したモノやサービスを選んで購入することです。このような消費行動を通して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」の実現をめざしましょう。

「エシカル消費」の具体例の一部を紹介します



※認証機関は他にも多数あり、これらはその一例です。
生物多様性民間参画ガイドライン 第2版(平成29年12月8日 環境省公表) http://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/download.html

世界を変えるための17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



12 つくる責任
つかう責任



持続可能な開発目標(SDGs)の12番目は「つくる責任 つかう責任」

2015年9月の国連総会で決められた国際的な17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられています。

あなたの日々の消費が、世界の未来を変えます

契約は慎重に！ 困った時にはまず、お電話をしてください 消費生活センターのご案内

商品やサービスに関する問合せや契約上のトラブルなど、消費生活にかかわる相談を専門の相談員がお受けしています。公正な立場で助言を伝え問題解決の方法を探すほか、弁護士による無料法律相談もご案内しています。

■消費者相談 相談は無料で秘密は守ります。

月曜日～土曜日(祝・休日・年末年始を除く)午前9時～午後4時30分
クリエイトホール休館日は電話相談のみ

■弁護士による消費生活法律相談

毎月第2火曜日・第4金曜日 午後1時30分～午後4時30分
1人30分、定員6名(事前に相談いただき、先着順に予約を受けつけています)

※相談は、来所か電話でお受けしています。ファックスではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはファックスでもお受けしています。

■消費生活センター 〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階
☎631・5456 FAX 643・0025

相談専用電話

☎631・5455

